

第23回群馬県いじめ再調査委員会の開催について

群馬県立高等学校生徒死亡事案に係る再調査等について審議するため、標記委員会を下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時 令和5年11月25日（土）9時30分～11時30分（予定）
2. 開催場所 群馬県庁12階 生活こども部会議室
3. 審議事項
 - （1）平成31年2月1日群馬県立高等学校生徒死亡事案に係る再調査について
 - （2）その他
4. 公開・非公開の別
群馬県いじめ再調査委員会運営要綱第3条第1項第1号の規定により、非公開となります。
5. 取材について
委員会終了後、児童福祉・青少年課長が取材対応させていただきます。
取材時間等については、委員会終了後、御連絡いたします。

【参考】

○いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 略

3 略

○群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例

(所掌事務)

第十三条 再調査委員会は、知事の求めに応じ、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査審議する。

2 略

(組織)

第十四条 再調査委員会は、委員五人以内で組織する。

- 2 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育その他調査審議に必要な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

○群馬県いじめ再調査委員会運営要綱

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が再調査委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 条例第13条の調査審議を行う場合
- 二 群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第14条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合(ただし、前号に該当する場合を除く。)
- 三 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合